

本市の従来の費用負担の考え方に基づいた試算

①育成会の総事業費（R6決算ベース）			（総事業費の2分の1）	（育成会入所延べ人数）		
706734013 円	×	2分の1	=	353367006.5 ÷	20338 =	17374.72
						【一人あたりの保護者負担】
②育成会の総事業費（R6決算－夏期）			（総事業費の2分の1）	（育成会入所延べ人数）		
698297730 円	×	2分の1	=	349148865 ÷	20338 =	17167.32
						【一人あたりの保護者負担】
③育成会の総事業費（R6決算－夏期、建物借上、加配）			（総事業費の2分の1）	（育成会入所延べ人数）		
582236410 円	×	2分の1	=	291118205 ÷	20338 =	14314
						【一人あたりの保護者負担】
④育成会の総事業費（R6決算－夏期、建物借上、加配、延長）			（総事業費の2分の1）	（育成会入所延べ人数）		
546029716 円	×	2分の1	=	273014858 ÷	20338 =	13423.88
						【一人あたりの保護者負担】

本市では、他市との均衡や社会経済状況を鑑み、現状8,000円で運用しているが、試算結果としては、最低でも④の一人あたり13,423円という結果となる。

育成料の見直し（令和9年度(2027年度)から）

概要

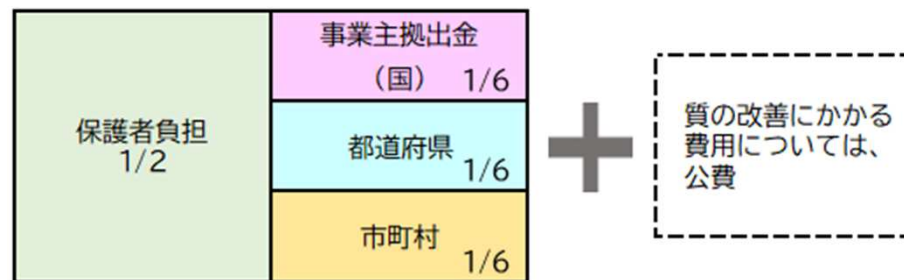
子ども・子育て支援新制度が平成27年度(2015年度)に施行されて以降、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童対策の充実に取り組んできた。

これまで国や県において制度の運営や財政支援が進んできたものの、将来にわたって本市の放課後児童健全育成事業の安定的な運営を維持するため、現状に沿った適正な育成料の水準にする必要がある。

放課後児童クラブにおける費用負担の割合に関する考え方として、保護者負担の適切な割合が2分の1であることを前提に国の補助基準額が設定されていることから、その設計に基づいて育成料の見直しを行う。(イメージ図は、右記のとおり。)

(イメージ図)

- 放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助のうち、運営費（基本分）



今後

令和9年度(2027年度)からの適用に向け周知期間を確保するため、条例改正案を6月議会に提案
今後の国における制度設計の変更に備え、規則委任することも検討する。

育成料の算出根拠



国補助基準額は1支援単位（1クラス）あたりの定員人数によって、金額が定められている。当市育成会は1支援40人（※）で運営しており、補助基準額は5,936,000円となることから、一人あたりの月額は $5,936,000円 \div 40 \div 12月 = 12,367円$ となる。

※ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、育成会の1支援単位を構成する児童数は概ね40人以下と定め、育成会条例施行規則で定員を1支援40人として運営している。